

議案第 57 号

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、接道規制に係る特例の認定及び仮設建築物の規制に係る特例の許可に関する審査手数料を新設するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築基準法施行条例(平成15年羽曳野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中55の項を57の項とし、39の項から54の項までを2項ずつ繰り下げる。

別表中38の項を39の項とし、同項の次に次のように加える。

40	法第85条第6項の規定による許可の申請	160,000円
----	---------------------	----------

別表中37の項を38の項とし、9の項から36の項までを1項ずつ繰り下げ、同表8の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表9の項とし、同表7の項の次に次のように加える。

8	法第43条第2項第1号の規定による認定の申請	27,000円
---	------------------------	---------

別表備考2中「39の項から46の項まで」を「41の項から48の項まで」に改め、同表備考2ただし書中「43の項から45の項まで」を「45の項から47の項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条第2号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請に係る手数料について適用する。

羽曳野市建築基準法施行条例 新旧対照表

新			旧		
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)		
項	区分	金額	項	区分	金額
1~7	省略		1~7	省略	
8	法第43条第2項第1号の規定による認定の申請	27,000円			
9	法第43条第2項第2号の規定による許可の申請	33,000円	8	法第43条第1項ただし書の規定による許可の申請	33,000円
10	省略		9	省略	
11	省略		10	省略	
12	省略		11	省略	
13	省略		12	省略	
14	省略		13	省略	
15	省略		14	省略	
16	省略		15	省略	
17	省略		16	省略	
18	省略		17	省略	
19	省略		18	省略	
20	省略		19	省略	
21	省略		20	省略	
22	省略		21	省略	
23	省略		22	省略	
24	省略		23	省略	
25	省略		24	省略	
26	省略		25	省略	
27	省略		26	省略	
28	省略		27	省略	
29	省略		28	省略	
30	省略		29	省略	
31	省略		30	省略	
32	省略		31	省略	
33	省略		32	省略	
34	省略		33	省略	
35	省略		34	省略	
36	省略		35	省略	
37	省略		36	省略	
38	省略		37	省略	

39	省略
40	法第 85 条第 6 項の規定による許可の申請 160,000 円
41	省略
42	省略
43	省略
44	省略
45	省略
46	省略
47	省略
48	省略
49	省略
50	省略
51	省略
52	省略
53	省略
54	省略
55	省略
56	省略
57	省略

備考

- 1 省略
- 2 41 の項から 48 の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、45 の項から 47 の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を 1 とみなす。

以下省略

38	省略
39	省略
40	省略
41	省略
42	省略
43	省略
44	省略
45	省略
46	省略
47	省略
48	省略
49	省略
50	省略
51	省略
52	省略
53	省略
54	省略
55	省略

備考

- 1 省略
- 2 39 の項から 46 の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、43 の項から 45 の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を 1 とみなす。

以下省略